

船舶事故調査報告書

平成29年3月16日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年9月9日 21時10分ごろ
発生場所	石川県 <small>はくい</small> 羽 <small>たぎ</small> 咋市滝埼北西方沖 滝埼灯台から真方位300° 3.0海里付近 (概位 北緯36° 57.3′ 東経136° 41.8′)
事故の概要	漁船 <small>だいなさかえ</small> 大七栄丸は、南進中、また、プレジャーボート <small>しんだい</small> 真大丸は、錨泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年9月30日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 大七栄丸、6.6トン IK2-5501（漁船登録番号）、個人所有 第244-15041号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート 真大丸、5トン未満（長さ4.55m） 244-19383石川、有限会社堀田熔接工業所
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 船首部に擦過傷 B 右舷外板に破口、船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 高潮時
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、約7ノットの対地速力で魚群の探索を行いながら南進していたところ、衝撃を感じた。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人（以下「同乗者」という。）2人を乗せ、船首を西方に向けて錨泊し、集魚灯を点灯して釣りを行っていた。 船長Bは、右舷方約500mに接近するA船を認め、いずれA船が錨泊中のB船を避けてくれると思っていたところ、避ける気配がないので、A船に両手を振り大声をあげたものの、危険を感じ、同乗者2人と共に海に飛び込んだ。 B船は、錨泊中を示す白色の全周灯を表示していなかった。
分析	A船は、船長Aが、魚群の探索に注意を向け、前路の見張りを適切に行っていなかったことから、錨泊中のB船に気付かなかったものと考えられる。 B船は、集魚灯を点灯して錨泊中、船長Bが、避航の気配がなく接

	近するA船に対し、両手を振って大声をあげたものの、A船と衝突したものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、夜間、船長Aが、見張りを適切に行っていなかったため、A船がB船に衝突したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 常時適切な見張りを行うこと。</li><li>・ 有効な音響による信号を行うことができる手段を講じておくこと。</li><li>・ 錨泊中、法定灯火を点灯すること。</li></ul>